様式第 10 号

支給番号	号			
------	---	--	--	--

所 属
市町村等名

失 業 者 退 職 手 当 受 給 資 格 証

	氏			名										性別			年齢	満			歳
受給	住所	文は	は居	所																	
資	退耶	戦 年	月	日			年		J.]			日	退	職事	事由					
格者	求耶	戦 年	月	日			年		Ę]			日			勤	続	期	間		
	受給年	期間	満	了目			年		۶.				目			年		,	月		
支	給	制		限				月	所	定約	合有	寸日	数								日
待	期 期 満	ア 年		数 日	,	 年	 月	日 <u></u> -	最生	業	初釵		の 日			年		月			日
							Л														
支	業の) 経 給	正	月 日	Í	毎月_		日	基の	本	日	手	当額								円
		л ^и н		П	受講開	月始		技	受	講		手	当	日	額		円	J]	日	支給 開始
<i>/</i> \	共 職	光 訓	结	坯	年	月	日	技能習得手当	特受	定講		職手	種当	月			円	,	月	目	支給 開始
	六	未 训	冰	守	受講終	 子	定	当	通	所	ŕ	手	当	月:			円	,	月	日	支給 開始
					年	月	目	寄	宿	Ē.	手	Ē.	当	月:	額		円	,	月	日	支給 開始
支	給	庁		名	所	在	地	柞	横浜市		区	上山	「町 7	5	神	奈川日	自治	会館			
	小口	/1		· H	名		称	祁	奈川	川県	市	町木	才職員	退耶	哉手	当組合	<u>\</u>		E	[]	
発	行	年	月	日			年	Ē.		月			日								

(処 理 状 況)

月日	失業認定日数又は 基本手当支給日数	支給金	摘	要	取扱 者印
	基 本于 3 人 和 「 数				14日
•					
•					
•					
•					
•					
•					
_					
•					
•					
		(姓 0 元 I			

月日	失業認定日数又は 基本手当支給日数	支 給 金 額	摘 要	取扱 者印
•				
•				
•				
•				
•				
•				
•				

注 意 事 項

- 1 この証は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから第 1面に書かれている受給期間満了年月日までは大切に保管すること。もし、この証 をなくしたり、又は、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、この証を関係書類 に添えて組合長に提出すること。
- 3 受給資格者は第一面記載の「最初の失業認定日」に管轄公共職業安定所に出頭し、 待期日数の間における失業の認定を受けること。
- 4 基本手当に相当する退職手当の支給日は、組合長が特に指定した以外原則として 失業の認定日と同一の日である。
- 5 定められた失業の認定日又は支給日に出頭しないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることがある。
- 6 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出ること。
- 7 偽りその他不正の行為(6の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も該当する。)によって基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受け取ることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。
- 8 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、届書を提出すること。
- 9 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当 に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。